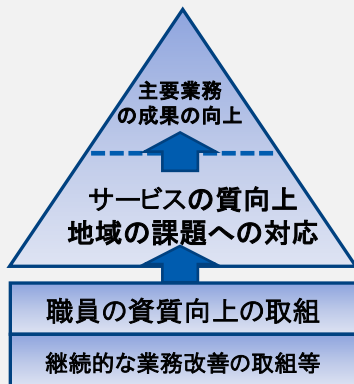


ハローワーク総合評価について

- 平成27年度から、目標管理・業務改善の取組拡充等を柱とする「**ハローワーク総合評価**」を開始。
- 毎年度、すべてのハローワークにおいて業務毎に目標値を設定し、その達成状況に応じた4段階の相対評価等を実施し、次年度以降の業務改善に繋げる。このように、**(1)目標管理、(2)相対評価・実績公表、(3)評価結果に基づく業務改善**といった一連のPDCAの流れを続けることにより、**継続的なサービスの質の向上を図る**。
- 取組状況や評価結果は公表し、労働政策審議会（本省）や地方労働審議会（労働局）にも報告。

(1) 目標管理・取組の評価

- ・ ハローワークの中核であるマッチング業務成果を測定する就職件数等の**主要指標**のみならず、
 - ① マッチング業務の過程等を評価する**マッチング補助指標**
 - ② サービスの質に関する**満足度指標**
 - ③ ハローワーク毎に、職員の資質向上や継続的な業務改善の取組を推進する評価項目である**所重点項目**を加え、総合的な観点から目標管理を実施。



短期的な成果の向上だけでなく、
中長期的な業務の質向上・業務改善を図り、
マッチング機能を強化

(2) 相対評価・実績公表

- ・ 年度終了後、各項目の実施状況を踏まえ、ハローワーク毎に総合評価を実施。
→労働市場の状況や業務量が同程度のハローワークを11グループに分け、同一グループ内で相対評価
- ・ ハローワーク毎に総合評価結果及び業務改善の取組等をまとめ、各労働局が公表



重点的に取り組んだ事項、業務改善を図った事項、業務改善が必要な事項、総合評価、基本統計データ、指標ごとの実績及び目標達成状況などを公表

- ・ 総合評価結果を、労働局は地方労働審議会、本省は労働政策審議会に報告。

(3) 評価結果に基づく業務改善

- ・ 評価結果をもとに、本省・労働局による個別のハローワークへの重点指導や好事例の全国展開を実施
 - 評価結果に基づき、本省から、労働局・ハローワークに対する問題状況の改善指導
 - 一定の基準に該当するハローワークは改善計画を作成、本省・労働局が重点指導
 - 労働市場の状況や業務量が同程度のハローワークにおいて、相対的に高評価となったハローワークにおける取組事例を全国展開